

5/24 (月) の発表

はじめよう、つづけよう。

「新北海道スタイル」



～新型コロナウイルスに強い北海道をつくる～ 新北海道スタイル

報道発表資料の配付日時 5月24日(月) 15時00分

発表項目 (行事名)	北海道水産業・漁村振興審議会委員の公募について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
	月 日 () 時 分～	発表場所	
概要	<p>北海道では、この度「北海道水産業・漁村振興審議会」の新たな委員を公募します。</p> <p>① 公募人数：1名 ② 委員の任期：令和3年8月～令和5年8月（2年間） ③ 応募方法：「本道水産業が魅力ある産業であるために、今何をすべきか」をテーマにした小論文（1,200字）と所定の応募用紙を提出 ④ 応募期間：令和3年5月24日（月）～6月23日（水） ※その他の詳細については、別添「応募要領」を参照してください。</p> <p>「応募要領」、「応募用紙」は、各（総合）振興局の水産課に備え置くほか、道庁ホームページにも掲載しています。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>「北海道水産業・漁村振興審議会」は北海道水産業・漁村振興条例（平成14年3月29日条例第3号）第22条の規定に基づき設置されている知事の附属機関で、幅広い分野から選ばれた委員により、水産業及び漁村の振興に関する重要事項の調査審議を行います。</p> </div>		
参考			

報道(取材) に当たって のお願い	広く道民への周知を図るため積極的な報道をお願いいたします。		
他のクラブ との関係	同時配付	(場所)	北海道水産記者クラブ
	同時レク		

担当 (連絡先)	水産林務部総務課水産企画係 (担当者：千代谷) 連絡先 011-204-5457 (ダイヤルイン) 内線 28-153
-------------	--

北海道水産業・漁村振興審議会委員の公募要領

(趣旨)

第1条 この要領は、北海道水産業・漁村振興条例（平成14年3月29日北海道条例第3号）に基づき、知事の附属機関として設置している北海道水産業・漁村振興審議会（以下「審議会」という。）の委員の公募について、必要な事項を定めるものとする。

(応募の資格)

第2条 応募の資格は、次のとおりとする。

- (1) 北海道に居住する満20歳以上の女性（令和3年8月1日現在）
- (2) 水産業について幅広い見識と関心を有する者で、審議会の会議に出席できる者
- (3) 国又は地方公共団体の議員及び職員（道職員であった者を含む）以外の者

(応募方法)

第3条 前条の応募をしようとする者は、水産林務部長が定める応募用紙と水産林務部長が定める水産業・漁村に関するテーマについての作文を提出するものとする。

(選考委員会の設置)

第4条 委員の選考にあたり、選考委員会を設置する。

- 2 選考委員は、水産林務部水産局長及び庁内の課長相当職のうちから、水産林務部長が指名する者の計5人で組織する。
- 3 選考委員会には、選考委員長を置く。
- 4 選考委員長には、水産林務部水産局長の職にある者をもって充てる。
- 5 選考委員会は、必要に応じ、選考委員長が召集する。
- 6 選考委員会の庶務は、水産林務部総務課において処理する。

(委員の選考)

第5条 委員の選考は、選考委員会において行うものとする。

- 2 委員の選考にあたっては、第3条の規定により提出された作文のほか、活動分野・年齢・地域のバランスを考慮するものとする。

(選考結果の通知)

第6条 選考結果は、応募者本人に対し通知するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、選考委員会の議事その他の運営に関し必要な事項は、水産林務部長が定める。

附則

この要領は、令和3年5月24日から施行する。